

最終講義

「ケースワーカーの自己反省」と「ケースワークの原則」比較論

内田充範

UCHIDA Mitsunori

要旨：フェリックス・P・バイステックが「ケースワークの原則」を出版したのは、1957年で、その5年前の1952年にオクラホマ州公的福祉部業務連絡官のマリー・オーバホルト・ピーターズが、『アメリカ公的福祉誌(4月号)』に、「ケースワーカーの自己反省」を掲載している。

本稿は、今も現場のソーシャルワーカーにくりかえし読まれる両文献が同時期に公表されたことに関心を持ち、比較を試みたものである。

その結果、「ケースワーカーの自己反省」の11項目中10項目は、バイステックの「ケースワークの原則」と共通点を見いだすことができた。次に、「ケースワーカーの自己反省」における同僚ケースワーカー、スーパーバイザーとの関係性については、「ケースワークの原則」に当てはまるものはなかった。そもそも「ケースワークの原則」は、ケースワーカーの対クライアントへのかかわり姿勢の原則を示したものであるため、同僚との関係性には触れていないと考えられる。また、「ケースワーカーの自己反省」には、秘密保持の原則に触れた箇所は見受けられない。このことに関しては、「ケースワーカーの自己反省」の著者マリー・オーバホルト・ピーターズが、アメリカオクラホマ州の公的福祉部業務連絡官であり、公務員としての被保護者の個人情報等の守秘義務に関しては当然のこととして認識されていたと考えられる。

最後に、「ケースワーカーの自己反省」と「ケースワークの原則」の関係性として、「ケースワークの原則」に基づいたソーシャルワークの実践を「ケースワーカーの自己反省」をもとにふりかえり、より良い実践を導き出していくことで、ソーシャルワークの質の向上につながると考える。

キーワード：「ケースワーカーの自己反省」、「ケースワークの原則」、ソーシャルワークの質の向上

I. はじめに

フェリックス・P・バイステックの「ケースワークの原則」は、そのサブタイトルにもあるように、ソーシャルワーカーとしてクライアントと「良好な援助関係を形成する技法」について書かれたものである。バイステックが、この「ケースワークの原則」を出版したのは、1957年で、その5年前の1952年に『アメリカ公的福祉誌(4月号)』に、オクラホマ州公的福祉部業務連絡官のマリー・オーバホルト・ピーターズが、「ケースワーカーの自己反省」を掲載している。筆者は「ケースワーカーの自己反省」を「ケースワークの原則」よりも先に目にしている。1986年4月、宇部市役所入所4年目に福祉事務所の福祉課に異動になり、生活保護ケースワーカーとなった。その日の朝、査察指導員であった保護二係長に案内されて座った机のデスクマットの真ん中に、「ケースワーカーの自己反省」が差し込んであった。当時の先輩ケースワーカーが、新任ケースワーカーに読んでもらいたいという思いで慣例になっていたようで、席に着いたものの、何をしてもいいかもわからず、目の前にある「ケースワーカーの自己反省」を読んでいた。しばらくしてから、福祉事務所長以下管理者へあいさつをし、職場を案内された。私の前任者は庁外へ異動となっていたため、引き継ぎ訪問は午後からと言われ、ケース番号順に記録を読みながら、時々、「ケースワーカーの自己反省」に目を落とし、午前中を過ごしたと記憶している。

一方の「ケースワークの原則」は、社会福祉士国家試験を受験するときの参考書で知った。社会福祉士として、クライアントを支援していくにあたっての基本的な態度として、大変重要な原則であると感じた。現在、講師を担当している山口県社会福祉士会の生涯研修においても、現場の社会福祉士から自然と語られる原則である。当時は、「ケースワーカーの自己反省」との関係については、意識しなかったが、本学に着任してから、山口県が主催する新任生活保護ケースワーカー研修において両資料を用いたり、本学部における福祉事務所実習の事前学習で、社会福祉士の倫理綱領および行動規範とともに比較したりした。

本稿では、改めて、「ケースワーカーの自己反省」と「ケースワークの原則」とを比較検討することとする。

Ⅱ. 「ケースワーカーの自己反省」と「ケースワークの原則」の比較

表1 ケースワーカーの自己反省（1～7）とケースワークの原則の比較

ケースワーカーの自己反省	ケースワークの原則
1. 私は被保護者の弱点のみならず、長所をも進んで発見し、これを活用する用意があるであろうか。	原則1 クライアントを個人としてとらえる（個別化）
2. 私は保護申請者の示す拒絶の態度について怒りを抑えて面接することができるであろうか。	原則2 クライアントの感情表現を大切にすること（意図的な感情表出） 原則3 援助者は自分の感情を自覚して吟味すること（統制された情緒的関与） 原則5 クライアントを一方向的に非難しない（非審判的態度）
3. 私は私の立てた更生計画を押し付けることなく、先ず被保護者自身の更生計画のよさをみだし、かつ熱意をもってこれを伸ばしてゆくことができるであろうか。	原則6 クライアントの自己決定を促して尊重すること（クライアントの自己決定）
4. 私は被保護者の能力がとぼしく出来栄の香しくない場合でも、その価値を正當に認めると共に、被保護者のかくれた努力を十分に称賛することができるであろうか。	原則4 受けとめる（受容）
5. 私は失敗する習慣のある被保護者の新たな努力を、辛抱強く信じかつ激励することができるであろうか。	原則4 受けとめる（受容） 原則6 クライアントの自己決定を促して尊重すること（クライアントの自己決定）
6. 私は保護を受ける権利を被保護者に説明する時の懇切丁寧な態度を、被保護者がそうした権利を好戦的に主張する時にも同じように保持し、かつ被保護者の言い分を理解しようとする誠実さを持っているだろうか。	原則3 援助者は自分の感情を自覚して吟味すること（統制された情緒的関与）
7. 私は私が被保護者の生活にとって必要かつ重要な存在でありたいと願う私自身の願求からして、被保護者が自分の力でなすことができ、又なすべきことを私が変わって行い、そのことによってかえって被保護者の依拠性を強め、かつ自立への意欲を奪っていないだろうか。	原則2 クライアントの感情表現を大切にすること（意図的な感情表出）

出所) 「ケースワーカーの自己反省」及び「ケースワークの原則」をもとに筆者作成。

表2 ケースワーカーの自己反省（8～11）とケースワークの原則の比較

ケースワーカーの自己反省	ケースワークの原則
8. 保護の廃止が被保護者にとって破壊的な結果をもたらさないように、保護を必要とするときには援助を与え保護を必要としないときはそれを認めるという弾力性と見通しを持った診断を行っているであろうか。	原則1 クライアントを個人としてとらえる（個別化）
9. 私は被保護者の行為が従来の道徳法則から離れたり、あるいは社会の良識と倫理基準違反する場合でも、これに関する私自身の偏見とこれを非難する私自身の気持ちを制御してゆくことができるであろうか。	原則5 クライアントを一方向的に非難しない（非審判的態度）
10. 私は被保護者が虚偽の申し立てをしたりあるいは被保護者自身が慎重に立てたが失敗の危険性を孕んでいる更生計画を強力に持ち出す場合でも、そうした行為の背後にひそむ動機を十分に理解しかつ寛容さを持ってあるがままの被保護者を受け入れる用意があるであろうか。	原則4 受けとめる（受容）
11. 私は被保護者との関係のみならず同僚のケースワーカーおよびスーパーバイザーとの関係を十分理解するとともに感情を混えない客観的態度を保持してゆくことができるであろうか。	原則7 秘密を保持して信頼感を醸成する（秘密保持）

出所) 「ケースワーカーの自己反省」及び「ケースワークの原則」をもとに筆者作成。

「ケースワーカーの自己反省」は、その名のとおりに、公的扶助に携わっていたマリー・オーバホルト・ピーターズによって、ケースワーク実践をふり返るために書かれたもので文末はすべて「・・・であろうか」となっている。本稿では、「ケースワークの原則」に合わせて、「・・・する」としている。なお、比較表には、全文をそのまま載せている。以下に、「ケースワーカーの自己反省」の11の内容が「ケースワークの原則」7つのどの原則にあたるか概説していく。

比較の前に、公的扶助における日本の生活保護制度について、簡単に説明する。生活保護法第1条には、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定されている。その日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権を保障していて、同条第2項で、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の国民に対する生存権保障の義務を規定している。その国の義務の具現化の一つとして生活保護制度が実施されているわけである。よって、『ケースワーカーの自己反省』は、アメリカの公的扶助受給者への対応として論じられたものであるが、本稿では、日本の生活保護制度の被保護者(生活保護受給者)への対応として論じていく。よって、「ケースワーカーの自己反省」では、被保護者または生活保護受給者、「ケースワークの原則」では、クライアントという表現を用いる。

1. 被保護者の長所を発見し活用する

生活保護を申請する者は、生活に困窮している状態にある。生活保護法第2条は、「すべて国民は、

この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる」と規定し、生活困窮に陥った理由を問わないとしている。つまり、生活保護の対象になるかならないかの要件としては、現に生活に困窮しているかどうか問われる。しかし、生活に困窮するということは、何らかの困難をかかえているはずである。病気やケガが原因で働くことができなくなったり、不慮の出費などによって資産を使い果たしたりしている可能性もある。そのような状況にある人にとっては、自身の弱さ、ふがいなさを痛いほど感じ、自分自身を否定的にとらえていることもある。生活保護ケースワーカーは、そのような被保護者の長所を発見することから、援助関係をスタートしなければならない。小山¹⁾は、「凡人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している」と述べている(小山1950)。そして、この長所を発見し活用することは、いわゆるストレングス視点に基づいたエンパワメント支援そのものである。さらに、弱点についても、リフレーミングにより活用可能となることもある。被保護者について、弱みも強みも含めて理解したうえで、自身の持てる力を存分に活用しながら社会資源とマッチングしながら援助を進めていくということである。バイステックは、個別化の原則において、援助を求めて社会福祉機関を訪れるクライアントは、たいへん傷つきやすく敏感な状態にあると述べている。そのような状況にあるクライアントは、自分に対して、ワーカーが細心の注意を払い、秘密を保持し、そして援助するよう求めている。そして、ケースワーカーは、一人ひとりのクライアントがもっているニーズを認識し、クライアントの問題解決を図るために、クライアントに独特な能力や資源を活用するよう援助を進めなければならない。これは、人は一人の個人として認められるべきであり、単に「一人の人間」としてだけではなく、独自性をもつ「特定の一人の人間」としても対応されるべきであるという人間の権利にもとづいた援助原則であると述べている。

このようなワーカーのクライアントを個人として捉えた対応により社会福祉機関を建設的に利用できるようになり、援助関係の形成につながるわけである。つまり、ケースワーカーは、クライアントの能力を判断し、その能力を活用することによって、クライアントが自信を回復できたり、新たな自信を持つたりするように援助していくことになる。

2. 被保護者の拒絶的な態度に怒りを抑えて面接する

保護申請者の示す拒絶的態度ということから、インテーク面接の場面であると考えられる。先述したように、保護を申請するという事は、自分の力で生活していくことができない状態であり、そのような状態に陥ってしまう原因なり、出来事なりがクライアントに降りかかっているということである。そのような時の心理状態は如何ほどのものであろうか。保護を申請するという事を決断して、社会福祉機関を訪れるまでには、相当思い悩んだと考えられる。一大決心をしてきたからには、何としてでも保護申請を受理してもらわねばという強い思いが、面接態度に現れたとしても仕方のない事であろう。人は、切羽詰まった状態に追い込まれてしまうと、周囲を見回し、他者に配慮するということができなくなってしまふ。生活困窮状態にあるということが、保護申請者の平常心を奪い、目の前の相談員に、権威をもった公的機関の職員であるということ、敵対心さえ持つてしまうこともある。そのような態度に対しても、怒りを抑え、常に冷静さを維持しながら面接することが求められる。公的機関の相談員として、理解しているつもりであっても、ケースワーカーもまた人である。しかしながら、感情に対して感情で挑んでしまえば、状況は最悪なものとなるであろう。

バイステックは、意図的な感情表出の原則において、ストレスという負荷にさらされる時、人の情緒は理性の指示には違反する方向に彼を導いたり、理性を失った動物のおよび増殖的欲求や本能によって、彼の生活を支配してしまう傾向を持っていると述べている。社会福祉機関を訪れる者は、直面して

いる困難な状況に多大なストレスを感じているわけである。しかし、その一方で、人は認識する力と意志の力を持つ理性的な存在であるとして、知恵と意識を働かせ、善と真理の道を選ぶよう、自らを統治して生きることが理想であると述べている。よって、ケースワーカーは、彼らの感情表現を妨げたり、非難するのではなく、彼らの感情表現に援助という目的をもって耳を傾ける必要がある。

また、非審判的態度の原則において、クライアントがケースワーカーに敵意などの否定的感情を表現することもあり、彼がもともと過去の生活で体験した感情を、ときとしてケースワーカーに向けて表現する転移という防衛機制であると述べている。そして、ケースワーカーは、クライアントのこのような行動に気づき、その意味を理解しなければならない。このようなクライアントの否定的感情がそのクライアントを理解する手がかりであることに気づくことができれば、クライアントに対して脅える必要はなくなり、専門家としての役割に確信をもつことができるようになる。

さらに、統制された情緒的関与の原則について、ケースワーカーは、クライアントの感情に対する感受性を持ち、クライアントの感情を理解することで、援助目的を意識しながら適切なかたちで反応することであると述べている。ケースワーカーの内的反応は、顔の表情、話し方の調子、行動などの外的表出によってクライアントに伝わるとも述べている。よって、ケースワーカーはクライアントに対する怒りを抑えて対応しなければ、その後の援助に悪影響を及ぼすことになる。

3. 被保護者自身の立てた更生計画を伸ばす

生活保護が必要と判断されれば、ケースワーカーによって、被保護者及び被保護者のかかえている課題との関係性等についてアセスメントが行われ、明らかになった課題の解決やニーズの充足のために活用できる社会資源を提示するなどして、専門的見地から被保護者一人ひとりのニーズを考慮しながら支援計画を立てる。この支援計画を立てるにあたっては、生活保護制度を経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するための具体的実施手段として、「自立支援プログラム」の導入が推進されている(厚生労働省社会・援護局2005)。この自立支援プログラムの実施に関する通知においては、被保護者に対してその内容等を周知するとともに、参加を促していくとされている。このため、被保護者がケースワーカーの立てた計画とは、別の計画を提案してきた場合は、どのように対応すべきであろうか。その計画が、後述する失敗する習慣のある被保護者の立てた計画であったとしても、ケースワーカーは、自分の立てた計画を押し付けるのではなく、被保護者の立てた計画内容を検討する。そして、そのような計画を進行していくためには、どうすればよいのか考える。ここにもリフレーミングの視点が求められる。被保護者自身の立てた計画の良さを見いだすよう様々な角度から眺め、他の社会資源を活用することで見通しが立つかもしれない。それには、ケースワーカーに辛抱強い熱意が求められる。そもそも生活保護ケースワーカーの任用要件である社会福祉主事には、「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」ものと規定されていて、被保護者自身の立てた更生計画を熱意をもって伸ばしてゆくことになる。

バイステックは、クライアントの自己決定の原則において、ケースワーカーは、クライアントの自ら選択し決定する自由と権利そしてニーズを、具体的に認識することであると述べている。ケースワーカーの役割は、クライアントが彼の問題に関して、より良い洞察を得て、自らを助ける力を育てることであるからには、押し付けの計画がいくら素晴らしいものであってもクライアントの力とはなりえない。

4. 被保護者の価値を認める

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義²⁾の原則には、人間の内在的価値と尊厳の尊重が謳われて

いる。また、先述した被保護者自身の更生計画を伸ばすことにも関連するが、小山は、「凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。」(小山1951)と述べている。このように、被保護者の価値を認めるということは、現代におけるソーシャルワーク実践の基盤であり、日本の公的扶助の中核をなす生活保護法においてもすべての人が備えている可能性を発見し、その可能性を伸ばしていくことで日本国憲法第25条に規定されている国民の生存権を具現化することにつながっている。

バイステックは、受容について、ケースワーカーが、クライアントの人間としての尊厳と価値を尊重しながら、あらゆる態度や感情、行動などを含め、クライアントを現在のありのままの姿で受けとめることで、援助の遂行を助けることであると述べている。つまり、受け止めるということの前提には、人間としての尊厳と価値の尊重がある。

5. 被保護者を信じ激励する

被保護者であるということは、現に生活に困窮して、自力では生計を維持することができない状態にあるということである。その要因は、個人的、家庭的、社会的、様々なことが相互に関係している。そのような環境の中で、失敗を繰り返してきた被保護者が、新たな目標に向かって努力している姿を目の当たりにして、ケースワーカーは、被保護者を信じ励まし続けるということである。

そもそも、「ケースワークの原則」は、良好な援助関係を形成するための7つの技法を原則として著したものである。つまり、援助関係におけるクライアントとケースワーカーの信頼関係の構築が目的である。新たな努力を続ける被保護者を辛抱強く信じ激励するケースワーカーは、被保護者を信頼している。バイステックは、受容の原則において、ケースワーカーがクライアントを受けとめることで、自分を信頼するという内的変化が生まれ、不快な情況から生じている恐怖や憤りの感情に打ち負かされないだけの力を自らの中に育てていくと述べている。つまり、ケースワーカーとクライアントとの信頼関係は、ケースワーカーのクライアントへの信頼からスタートする。ケースワーカーの信頼がクライアントに伝わることで、クライアントはケースワーカーに対する信頼のみならず、自身に対する信頼感をも醸成し、失った自己肯定感の回復にもつながると考える。

その一方で、バイステックは、自己決定というクライアントの権利は、クライアントの積極的かつ建設的決定を行う能力の程度によって制限を加えられることもあるとも述べている。クライアントの能力によって、援助方針の方向性を変更しなければならなくなった時、クライアントにどのようにその理由を説明し、納得してもらうのか、困難を極める場面である。

6. 懇切丁寧な態度を保持する

生活保護制度を実施する上での拠り所となる『生活保護手帳』の冒頭に、「生活保護実施の態度」が7つ示されていて、その中に、「生活保護法、実施要領等の遵守に留意すること」「被保護者の立場を理解し、その良き相談相手となるように努めること」という留意点がある。法制度を遵守するためには、被保護者としての権利とともに義務についても理解してもらえよう説明しなければならない。社会福祉機関の専門職の責務として懇切丁寧に対応することは基本的態度である。そして、時に被保護者が権利の主張にばかり走る時であっても、被保護者の立場に立ち冷静な態度でじっくり傾聴し、なぜ、そのようなことを言うのか理解に努めるということである。

バイステックは、統制された情緒的関与とは、まず、ケースワーカーがクライアントの感情に対する

感受性を持ち、クライアントの感情を理解したうえで、援助という目的を意識しながら、クライアントの感情に、適宜なかたちで反応することであると述べている。また、意図的な感情の表出とは、クライアントがとりわけ否定的感情を自由に表現したいというニーズをもってると認識することで、クライアントの感情表現を妨げたり、非難したりするのではなく、彼らの感情表現に援助という目的をもって耳を傾ける必要があると述べている。そして、援助を進める上で有効であると判断するときには、彼らの感情表出を積極的に刺激したり表現を励ましたりすることが必要であると述べている。

7. 被保護者の自立への意欲を奪わない

生活保護法の目的は、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することである。被保護者が自立に向けて歩むとき、ケースワーカーは、被保護者の思いに寄り添い、先述したとおり、被保護者のよき相談相手となるよう努めなければならない。しかし、その思いが強すぎ、ケースワーカーが被保護者のなすべきことを代わりにやってしまうと、被保護者の課題解決力は育たない。そのことは、かえってケースワーカーに依存することになり、被保護者自身の自立意欲を奪ってしまうことになりかねないということである。

バイステックは、意図的な感情表出の原則において、クライアントの感情表現を大切にするのはクライアントの重荷の共有であり、クライアントが一時的あるいは部分的に、ケースワーカーに依存するためには、何らかの感情をワーカーに表出する必要があるが、ケースワーカーがすべてを背負い込むべきでないと述べている。つまり、援助関係においては、クライアントがワーカーに依存する部分も必要となり、そのためには、何らかの感情をワーカーに表出する必要があるが、同時に、ケースワーカーはそれが過度の依存とならないよう注意しなければならないと述べている。

また、ケースワーカーがクライアントを受けとめる上で障害となることの一つとして、クライアントに対して過剰同一視することをあげている。クライアントの問題を解決しようとするケースワーカーの情緒的反応がクライアントに対する同一視を形成する。この同一視には、援助効果を高めるという効果があるものの、過剰な同一視は望ましくないと述べている。この過剰同一視の原因として、ケースワーカーによる自己理解の不足から、自分のニーズや問題とクライアントのニーズや問題を混同してしまうことをあげている。さらに、このクライアントに対する過剰同一視は、決して専門的援助ではないとまで断言している。そして、過剰同一視への対応として、ケースワーカー自身の自己理解、すなわち自己覚知が重要であると述べている。

8. 弾力性と見通しをもって支援する

生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。法定定時から言われていた生活保護から脱却させることは惰民防止という考え方について、小山は、「この制度がその目的に従って最も効果的に適用された結果として起こること」であり、自立の助長の真の目的は、被保護者一人ひとりの可能性を見つけ出し、社会生活に適応させることと述べている。生活保護を廃止するという事は、それまで被保護者を支援していたケースワーカーという担当者がいなくなる事である。生活保護制度の目的の一つが、最低生活の保障である以上、最低生活基準を上回るだけの収入を得るようになれば、生活保護は廃止となる。しかし、最低生活基準から脱したものの、体調や収入が不安定な場合もある。そのような時に、何かあれば、遠慮することなく、いつでも相談に来るよう伝えることが重要である。また、最低生活基準を下回っているにもかかわらず、一刻も早く自立したいと

いう思いから、まだ、確実に収入が入っていないにもかかわらず、「仕事が見つかったから」と、生活保護の廃止を申し出る被保護者もいる。そのような時には、被保護者の自立への思いを受けとめつつ、生活保護廃止後の生活設計について、ともに考えるということである。

バイステックは、個別化の原則において、ケースワーカーの役割として、クライアントを活用すること、柔軟であることをあげている。個別化とは、クライアントを個人としてとらえることであるが、ケースワークの諸過程において、ケースワーカーがクライアントの現在持っている能力を判断し、彼の能力を活用しようとすることも、個別化にあたと述べている。一人ひとりのクライアントが異なる独特な性質をもっていることを認め、それぞれのクライアントに合った援助の原則と方法を適切に使い分けることである。

また、ケースワークの諸過程における援助目標には、一貫性が必要であるとしつつも、時には柔軟な修正も必要になると述べている。そして、目標を柔軟に修正する時、ケースワーカーの円熟した判断や客観性、さらに技術が必要になる。

9. 偏見と被保護者の行為を非難する気持ちを制御する

被保護者は、生活困窮状態に陥ってしまった出来事や幼少期からの家庭環境の貧しさなどから、社会に対するある種の悪感情を募らせている場合がある。そのような感情が蓄積されることによって、時に、従来の道徳法則から離れたり、あるいは社会の良識と倫理基準に違反したりする場合があるかもしれない。ケースワーカーにとって、そのような考え方や行動は、当然容認できるものではなく、制止しなければならないという思いに駆られるであろう。そのような時にも、ケースワーカーは、被保護者がなぜそういう考え方や行動をとるのかということに対して偏見を持つことなく、非難する自身の気持ちを制御して接してゆかなければならないということである。中には、自分の行動が、良いことではないと知りながら、あえてケースワーカーに対して、挑んでくる被保護者もいる。そのような時にも冷静な対応で、被保護者とかわり続けなければならない。

バイステックは、非審判的態度の原則において、そもそもクライアントが援助を求めるとき、クライアントは、自分取るに足らない、弱い、そして挫折しかねない人間という感情をもっていることから、ケースワーカーから非難されることを恐れていると述べている。この恐れの中には、クライアントを理解する努力もせず、非難する資格のない人から失敗を裁かれたり非難されたりした苦い経験があるからだろうと述べている。つまり、援助を求めなければならない人は、過去に様々な苦痛を味わっているのである。また、クライアントは、ケースワーカーを社会の代表者とみなしているとも述べていて、ケースワーカーから非難されることは社会全体から非難されているという考えに陥らせることにもなりかねない。さらに、バイステックは、誰でも多かれ少なかれ、偏見や先入観を持っているが、これらは、非難しない態度の障害になると述べている。その一方で、ケースワーカーは、専門家として、社会的、法的、あるいは道徳的基準を重視する役割をもつ地域社会の代理人であり代表者であるとも述べている。つまり、ケースワーカーには、社会の基本的価値観や法律に従ってクライアントを援助する社会的責任も課されているということである。よって、クライアントが社会に背いたり、法律を無視したり、道徳に反したりする態度を非難しないということは、それらを容認するということではない。クライアントを理解し、クライアントの価値観や判断基準に関心をもって援助することで、クライアントが適切な価値判断に沿って、自ら目標に到達するよう援助すると述べている。ケースワーカーは、クライアントに合わせて自分の基本理念を変えることは不可能であり、自分の社会的、道徳的、精神的な価値観を維持しながら援助していく。その援助過程において、ケースワーカーがなすべきことは、クライアントの失敗や

弱さを理解することであり、それらに審判を下し、一方的に非難することではない。そもそも審判を下す権利や権力は、法で定められた権威者のみに与えられているものであり、その権利を持たない者が審判をするとすれば、基本的人権を侵すことであると述べている。

10. 寛容さを持ってあるがままの被保護者を受け入れる

被保護者が、虚偽の申し立てをする場合とはどのような場合が考えられるであろうか。例えば、働いて得た収入があるにもかかわらず、その収入を申告しなかった場合、それが意図的であったならば、不正受給ということになる。よって、そのような時は、支給された保護費から当該金額を徴収することとなり、悪質な場合には、課徴金が課されることもある。ここでいう虚偽の申し立てとは、そのような不正につながるものではないと考える。例えば、公共職業安定所に通って、求職活動をしていると報告しているながら、実際には行っていないとか、飲酒はしていないと言いつつ、実は飲んでいたというようなこと³⁾が考えられる。このような被保護者の態度に対して、責めたり否定的な態度をとったりすることなく、広い心で事実を事実として受け止めるということである。生活保護制度の目的は、最低生活の保障と自立の助長であり、被保護者は自身の持てる能力と社会資源等を活用して、自立に向けて努力する義務がある。ケースワーカーは、被保護者の自立に向け計画を立てるわけであるが、計画通りに被保護者が動いてくれないことへ失望することもある。さらに、被保護者がとうてい実現不可能な計画を示したときに、ケースワーカーは、どう対応したらよいのであろうか。「3. 被保護者自身の立てた更生計画を伸ばす」で述べたように、自分の立てた計画を押し付けるのではなく、被保護者の立てた計画内容を進めるためには、どうすればよいのかを問うことである。その建設的対話の中から、被保護者自身が答えを見いだしていくことを辛抱強く待たなければならない。ケースワーカーは、被保護者を見放すわけにはいかないのである。

バイステックは、受容の原則において、クライアントの人間としての尊厳と価値を尊重しながら、クライアントを現在のありのままの姿で感知し、クライアントの全体に係わることでであると述べている。しかし、それはクライアントの逸脱した態度や行動を許容あるいは容認することではなく、クライアントのありのままの現実を受けとめることである。この受けとめるという対応によって、クライアントは安全感を確保しはじめ、彼自身を表現したり、自ら自分のありのままの姿を見つめたりできるようになるとともに、いっそう現実在即したやり方で、彼の問題や彼自身に対処することが出来るようになる」と述べている。つまり、受け止めるということは、クライアントの言動の良し悪しにかかわらず、事実として理解したことをクライアントに伝えることで、その後の援助関係の展開に活用していくという原則である。

11. 同僚との関係を十分理解するとともに客観的態度を保持する

この反省に関しては、被保護者に対するものではなく、同じケースワーカーである同僚に対する反省である。生活保護制度においては、被保護者と直接関わる生活保護ケースワーカーとケースワーカーの上司であるスーパーバイザーとが中心となっている。それらの同僚・上司との関係性について述べている。ケースワークを実践していく上で、同僚のケースワーカーやスーパーバイザーと意見が対立することがあっても、感情的になることなく客観的態度をもって、チームメンバーとして業務にあたるということである。ケースワーカーは、被保護者をアセスメントし、自立に向けた支援計画を樹立し支援を実施していく。その支援計画は上司であるスーパーバイザーが確認し、必要があれば計画内容の修正を指導される。また、支援に行き詰まった時などには、ケース研究会等により、支援の方向性を検討するこ

ともある。そのような時に、ケースワーカー自身の考え方と異なる意見が出たとしても、決して感情的になることなく、客観的な視点で意見を検討していくということである。時に、生活保護ケースワーカーは、被保護者の事を思うあまり、逆転移状態になることがあるかもしれない。そのような時にこそ、同僚や上司の意見に耳を傾け、冷静に対処していかなければならないということである。

バイステックが、「ケースワークの原則」の中で、同僚や上司との関係に触れているところはほとんど見受けられない。当てはまるかどうか微妙ではあるが、秘密保持の原則において、ケースワーカーは、クライアントから打ち明けられた秘密情報を他の専門家と共有する時、共有された秘密を保持しなければならない義務を等しく負うということくらいであろうか。なお、所属機関外のケースワーカーに対しては、自己決定の原則において、クライアントの自己決定が認められていく過程に関して、「全てのケースワーカーがこの理想に賛同していたわけではない。口では賛意を表明しながらも、理想を実際に適応することは困難であり不可能であると考えるワーカーも少なくなかった」とあるように、客観的立場からケースワーカーの意見の食い違いやクライアントに対する思いの温度差について述べている。

Ⅲ. 結論

1. 援助関係形成のための共通点

ケースワーク実践における自己反省と援助関係形成する技法としてのバイステックの「ケースワークの原則」であるが、ピーターズの「ケースワーカーの自己反省」の11項目中10項目は、明らかな共通点を見いだすことができた。ただし、「ケースワークの原則」が7項目であるため、表1及び表2に示した通り重複しての共通点となっている。また、表3のように「ケースワーカーの自己反省」が、「ケースワークの原則」の複数の原則に関連している場合もある。

表3 「ケースワーカーの自己反省」の「ケースワークの原則」への該当数

原則1	原則2	原則3	原則4	原則5	原則6	原則7
2	2	2	3	2	2	1

出所)「ケースワーカーの自己反省」及び「ケースワークの原則」をもとに筆者作成。

2. 同僚ケースワーカー、スーパーバイザーとの関係性

「ケースワーカーの自己反省」における同僚ケースワーカー、スーパーバイザーとの関係性については、「ケースワークの原則」にびったり当てはまるものではなかった。そもそも「ケースワークの原則」は、サブタイトルに援助関係を形成するためにとあるように、ケースワーカーの対クライアントへのかかり姿勢の原則を示したものである。このため、同僚との関係性には触れられていないと考えられる。

次に、「ケースワーカーの自己反省」には、「ケースワークの原則」における秘密保持の原則に触れた箇所は見受けられない。このことに関しては、「ケースワーカーの自己反省」の著者ピーターズが、アメリカオクラホマ州の公的福祉部業務連絡官であり、ケースワーカーとしての被保護者の個人情報等への守秘義務に関しては公務員として当然のこととして認識されていたためと考えられる。

3. 原則と反省

バイステックは、1920年以降に、クライアントがケースワークの決定や選択の過程に積極的に参加する権利とニーズをもっていることが広く認識されるようになっていった歴史的経緯の中の1930～40年の時期をケースワークの自己反省、自己批判の時代でもあったと述べている。そして、1940～50年の時期には、クライアントの自己決定という理想を日常の中にどのように具体的に組み込むかという検討が課

題となったと述べている。つまり、ある原則が確立するためには、関係者の認識から始まり、そのことについて実践を蓄積し、それらを自己反省、自己批判することでふりかえり、より良い実践を導き出していくという過程を経ていくと考える。ソーシャルワークが実践に根差した科学的学問と言われる所以である。

バイステックの「ケースワークの原則」を学んだ学生が、現場においてその原則に基づいたソーシャルワークの実践者となり、ピーターズの「ケースワーカーの自己反省」をもとに、その実践を繰り返すことで、より良い援助関係を形成していくことが、先人たちの願いであると考ええる。

IV. おわりに

「ケースワーカーの自己反省」及び「ケースワークの原則」が発表された1950年代は、アメリカのソーシャルワークの歴史において、転換期ともいわれている。1922年にメアリー・リッチモンドが、「ソーシャルケースワークとは何か」を著し、ソーシャルワークの一つの方法が体系的に示されていたが、1940年代以降、診断派(診断主義アプローチ)と機能派(機能的アプローチ)の論争が激しくなり、本来支援の中心であるはずのクライエントが置き去りにになっていた時期⁴⁾である。そのような時代に、「ケースワーカーの自己反省」は、被保護者に対峙するケースワーカーとしての自己を見つめ直すことで、被保護者本位のケースワークをめざしたものである。そして、「ケースワークの原則」は、ケースワークを進める上でのケースワーカーの基本的姿勢を身に付けクライエントとの良好な援助関係を築くことで、クライエント本位のケースワークをめざしたものである。その後、1960年代以降、様々なソーシャルワークのアプローチや理論が確立され、さらに、それらを組み合わせることを含めて、現在においても新たなアプローチや理論が生まれている。

どのようなアプローチモデルや理論によるソーシャルワーク実践においても、「ケースワーカーの自己反省」と「ケースワークの原則」は、ソーシャルワーカーとしての基本的態度の拠りどころであると考ええる。

付記：本稿は、2025年1月23日の「ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ」(最終講義)のために執筆したものである。

注

- 1) 小山進次郎は、現行の生活保護法制定当時の厚生省社会局長であり、法制定の中心的役割を果たした。法制定当時の「真実の理由」を後世に伝えるべく、『生活保護法の解釈と運用』を著している。
- 2) 2014年、IFSW(国際ソーシャルワーカー連盟)およびIASSW(国際ソーシャルワーク学校連盟)のメルボルン総会において採択され、ソーシャルワーク専門職の中核となる任務・原則・知・実践について詳述されている。日本においては、日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士会、日本医療社会福祉協会の4団体が、国内調整団体としての日本ソーシャルワーカー連盟を組織し、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している。
- 3) これらの虚偽の申し立てに関しては、生活保護法第60条に規定されている生活上の義務の内容に関する虚偽の申し立てであり、即刻、生活保護の停止、廃止に至ることはない。しかしながら、このようなことが繰り返されれば、指導・指示という形で示され、期限を区切って守られない場合、生活保護の停止・廃止に至る場合もある。
- 4) 1950年代に入ると、機能派と診断派それぞれの観点から両者の折衷を図る試みが登場し、診断派パー

ルマンの提唱した問題解決アプローチが主流になる形で論争は収束していった(久保・副田2005)。

参考文献

久保絃章・副田あけみ2005『ソーシャルワークの実践モデル』川島書店

厚生労働省社会・援護局2005「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局通知

小山進次郎1950『生活保護法の解釈と運用』（復刻版）全国社会福祉協議会

フェリックス・P・バイステック『ケースワークの原則』尾崎新・福田俊子・原田和幸訳2006誠信書房
マリー・オーバホルト・ピーターズ「ケースワーカーの自己反省」（『アメリカ公的福祉誌（1952年4月号）』）

『福祉事務所ソーシャルワーカー必携—生活保護における社会福祉実践』岡部卓2003全国社会福祉協議会

A Comparative Study of a “Caseworker’s Self-Reflection” and the “Principles of Casework”

UCHIDA Mitsunori

Abstract

Felix P. Biestek published *The Casework Relationship* in 1957. Five years earlier, in 1952, Mary Overholt Peters, Field Representative of the Oklahoma State Department of Public Welfare, published “Notes from a Social Worker’s Journal” in an American journal of public welfare (April issue).

This paper is an attempt to compare the two publications, which are still widely read by frontline social workers. The author was interested in the fact that they appeared in the same period.

The result found that 10 of the 11 items in Peters’ article share common themes with Biestek’s Principles of Social Casework in *The Casework Relationship*. Second, none of the caseworker’s relationships with fellow caseworkers and supervisors in Peters’ article were applicable to Biestek’s Principles. The Principles of Casework represent the principles of the caseworker’s attitude toward their clients. Therefore, they understandably do not touch on the relationship with their colleagues. On the other hand, no section of “Notes from a Social Worker’s Journal” mentions the principle of confidentiality. Regarding this issue, Mary Oberholt Peters, author of “Notes from a Social Worker’s Journal,” must have been naturally aware of the responsibility as a civil servant to protect the confidentiality of clients’ private information, as she was the liaison officer for the Public Welfare Department of the State of Oklahoma in the US.

Finally, as for the connection between Peters’ article and Biestek’s Principles, it seems that practicing social work according the latter and reflecting on the practice based on the former will help improve the quality of social work as the reflection will lead to better practices.

Keywords: A caseworker’s self-reflection, the Principles of Casework, improvement in the quality of social work